

陳 情 文 書 表

【平成 30 年第 6 回横手市議会 12 月定例会】

番号	受理年月日	件 名	要 旨	陳情者住所氏名	付託委員会
陳情 30 第 17 号	H30. 10. 26	道路の拡幅とガードレール設置について	<p>当該道路は、常日頃小中高生が通学路として利用しているが、ガードレールが設置されていない箇所が多く、段差もあり、落ちたら命に関わる問題である。</p> <p>また法面についても、コンクリートで補強されていない箇所が多く路肩が崩れる可能性があるほか、道路の修繕を重ねた結果、道路が盛り上がり、路肩との段差が生じ、法面との境界がわかりにくく非常に危険な状態にある。</p> <p>旧鳳中学校が、公文書館として活用されれば、この道路の利用者も確実に増えると思われる。</p> <p>これらを考慮し、法面のコンクリートによる補強、道路の拡幅、ガードレールの設置をお願いしたい。</p>	台所町町内会	産 業 建 設

番号	受理年月日	件名	要旨	陳情者住所氏名	付託委員会
陳情 30 第 18 号	H30. 10. 29	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員を国に求めることについて	<p>医療や介護現場での人手不足は深刻な状態にあり、過酷な夜勤や長時間労働が解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いている。厚生労働省も勤務環境改善の必要性を明らかにし、手立てを講じてはいるが、具体的な改善には至っていない。</p> <p>労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題である。2007年に国会で採択された看護職員配置基準の抜本改善等に関する請願内容を早期に実施し、必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求める。そして、国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要である。</p> <p>安全・安心の医療・介護の実現のため、以下の事項について、国に意見書を提出いただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交代制労働における労働環境を改善すること。 2. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。 3. 患者・利用者の負担軽減をはかること。 	秋田県医療労働組合連合会	厚生

番号	受理年月日	件名	要旨	陳情者住所氏名	付託委員会
陳情 30 第 20 号	H30. 10. 29	全国を適用地域とした看護師の特定最賃の新設を国に求めることについて	<p>医療・看護の現場では、厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着が進まず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続き、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっている。</p> <p>本来、公定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきであるが、地域間格差が大きく賃金水準が上がらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしている。医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきである。</p> <p>このような観点から、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、以下の項目について国に意見書を提出いただきたい。</p> <p>1. 看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用地域とした看護師の最低賃金「特定最賃」を新設すること。</p>	秋田県医療労働組合連合会	厚生

番号	受理年月日	件名	要旨	陳情者住所氏名	付託委員会
陳情 30 第 21 号	H30. 11. 1	75 歳以上の後期高齢者医療自己負担を 2 割にしないことを国に求めることについて	<p>経済財政諮問会議や財政制度審議会で、後期高齢者医療の自己負担を 1 割から 2 割にすることについて審議されており、社会保障審議会でも議論が開始された。この計画に対して、関係団体から慎重な意見が相次いでいるが、来年の通常国会に改正法案が提出されることが考えられる。</p> <p>高齢者の 7 割が所得 100 万円未満であり、厳しい生活を強いられている中、生活を支える唯一の公的年金は減らされ続け、年金収入が生活保護基準を下回る世帯が 3 割に迫っている。さらには、後期高齢者医療制度の特例軽減措置も今年度までに廃止された。</p> <p>医療費自己負担の 2 割化は医療機関の利用を大きく阻害し、高齢者の命を縮めるものであり、以下について国に対して意見書を提出いただきたい。</p> <p>1. 75 歳以上の後期高齢者医療自己負担を 2 割にしないこと。</p>	秋田県社会保障推進協議会 外 1 名	厚生

番号	受理年月日	件名	要旨	陳情者住所氏名	付託委員会
陳情 30 第 23 号	H30. 11. 28	福祉灯油の実施について	<p>中東情勢が混迷する中、原油価格が高値圏にあり、日本国内の石油元売り業界再編により、ガソリンや灯油価格が高騰している。</p> <p>10月22日発表のレギュラーガソリンの店頭現金価格、灯油の配達価格は8週連続の値上がりで、ここ10か月で最高の価格となっており、福祉灯油制度を実施した2014年度の価格に近づいている。</p> <p>本格的な寒さを前に、灯油価格の上昇は家計に大きな影響を及ぼすことから、市民の不安が広がっており、ガソリンや石油関連製品の高騰などで地域の企業、業者への影響も心配されるところである。</p> <p>については、市として適切な対策を講じ、市民生活を守り励ます観点から、以下のことについて検討・実施を急いでいただくようお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、低所得者、生活保護世帯、高齢者などに灯油購入のための補助を行うこと。 2、福祉施設、クリーニング業、運送業など、影響を受ける業界の実情調査を行い、助成措置を検討すること。 	横手生活と健康を守る会	厚生